

田辺市梅干製造業雇用維持支援補助金

梅の不作及び降雹被害に伴う一時的な休業等や事業活動の縮小により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対して補助金を支給します。

補助対象者

国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた梅干製造業者
要件：①市内の事業所（休業等を実施）で事業を営む個人事業主、または、法人
②市区町村税を完納していること。
補助金額の算定は令和7年10月1日から令和9年3月31日の休業等が対象となります

補助額

休業等を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額の6分の1（市上限単価日額2,277円）
× 対象労働者の月間休業等の延べ日数

※ 1つの対象期間あたりの上限額500,000円
※ 市上限単価日額は国の「雇用調整助成金」の改定により変動することがあります

【補助割合のイメージ】 ※市上限単価を超える場合は下記の支給割合とはなりませんのでご注意ください。

企業規模：中小企業

支給日数 （※1）	教育訓練実施率 （※2）	助成率	教育訓練加算 （※3）	休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額		
累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間まで	-	2/3	1,200円	国 2/3（4/6）	市 1/6	企業 1/6

支給日数	教育訓練実施率	助成率	教育訓練加算	休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額		
累計の支給日数が30日に達した判定期間の次の判定基礎期間から	1/10未満	1/2	1,200円	国 1/2（3/6）	市 1/6	企業 2/6
	1/10以上1/5未満	2/3	1,200円	国 2/3（4/6）	市 1/6	企業 1/6
	1/5以上	2/3	1,800円	国 2/3（4/6）	市 1/6	企業 1/6

※1 支給日数＝判定基礎期間の休業等の延日数を対象労働者で除した数
※2 教育訓練実施率＝休業等の延日数のうち、教育訓練を実施した日数の割合
※3 教育訓練加算は市の補助対象外

詳細や様式の取得について

補助金の詳細については、田辺市梅干製造業者雇用維持支援補助金の申請要領をご確認ください。申請要領及び申請書は田辺市商工振興課の窓口、及び市ホームページ「田辺市 商工振興課」から取得できます。

田辺市 商工振興課 検索

申込期限

国の助成金の支給決定を受けた日の翌日から起算して60日以内または令和9年10月31日のいずれか早い方に交付申請書と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）
※国の「雇用調整助成金」の交付決定を受けた支給対象期間ごとに、速やかに本補助金の申請を行ってください。

申請受付・問い合わせ先

田辺市商工観光部商工振興課
〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5-1
TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9903